

施工箇所が点在する工事の積算方法について

1. 対象工事

施工箇所が複数あり、その点在範囲が1km程度を超え、工事の施工形態等を考慮すると、同一施工箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断するもの。

2. 間接工事費の算定方法

原則として市町単位で箇所を設定した上で、なお直径1kmを超える点在範囲については、別箇所として扱い箇所毎に間接工事費を算定する。

3. 直接工事費の日当り施工量等

直接工事費の日当り施工量等については、2で設定した箇所毎に算定することとする。

なお、不調不落となった工事箇所において、再公告等の時間的余裕がない場合または再公告等しても再度不調不落となった場合で、かつ既契約工事の主たる工種に該当する場合においては、事業主管課、農村振興課および受注者と協議のうえ、新規追加として変更契約にて対応ができるものとする。

この場合、新規追加する部分について、工事原価までは官積算の100%の計上を認めることができるものとする。

(注1) 通常の新規追加工事の変更契約においては、変更後設計額に請負率を乗じて変更契約額を算定することには変わりはないので、誤った適用のないよう留意すること。

(注2) 施工箇所が点在する工事の間接費に係る設計変更を行う場合は、事前に農村振興課および予算主管課と協議をすること。

4. 積算方法

上記1の工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出することができることとする。

具体的な積算方法については、次の方法により対応することとする。

ア 直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所毎の数量から選択する。

イ 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算（以下、「通常の積算」という。）と同様とする。算出方法は以下のとおりとする

＜施工箇所が点在する場合の積算イメージ（土木工事の場合）＞

	通常の積算	施工箇所毎の積算			施工箇所所在用積算		
		工事箇所(1)	工事箇所(2)	工事箇所(3)	工事箇所(1)	工事箇所(2)	工事箇所(3)
直接工事費	1 A (2 A+3 A+4 A)	2 A	3 A	4 A	2 A	3 A	4 A
	+	+	+	+	+	+	+
共通仮設費	5 B	6 B	7 B	8 B	6 B	7 B	8 B
	+	+	+	+	+	+	+
現場管理費	9 C	10 C	11 C	12 C	10 C	11 C	12 C
	+	+	+	+	+	+	+
一般管理費等	13 D	14 D	15 D	16 D	13 D		
共通仮設費の算定	1 Aを対象額で算出	2 Aを対象額で算出	3 Aを対象額で算出	4 Aを対象額で算出	6 B+7 B+8 B		
現場管理費の算定	1 A+5 Bを対象額で算出	2 A+6 Bを対象額で算出	3 A+7 Bを対象額で算出	4 A+8 Bを対象額で算出	10 C+11 C+12 C		
一般管理費等の算定	1 A+5 B+9 Cを対象額で算出				1 A+5 B+9 Cを対象額で算出		

＜施工箇所が点在する場合の積算イメージ（施設機械工事の場合）＞

	通常の積算	施工箇所毎の積算			施工箇所所在用積算		
		工事箇所(1)	工事箇所(2)	工事箇所(3)	工事箇所(1)	工事箇所(2)	工事箇所(3)
直接製作費	1 A (2 A+3 A+4 A)	2 A	3 A	4 A	2 A	3 A	4 A
	+	+	+	+	+	+	+
間接労務費	5 B	6 B	7 B	8 B	6 B	7 B	8 B
	+	+	+	+	+	+	+
工場管理費	9 C	10 C	11 C	12 C	10 C	11 C	12 C
直接工事費	13 D (14 D+15 D+16 D)	14 D	15 D	16 D	14 D	15 D	16 D
	+	+	+	+	+	+	+
共通仮設費	17 E	18 E	19 E	20 E	18 E	19 E	20 E
	+	+	+	+	+	+	+
現場管理費	21 F	22 F	23 F	24 F	22 F	23 F	24 F
	+	+	+	+	+	+	+
据付間接費	25 G	26 G	27 G	28 G	26 G	27 G	28 G
	+	+	+	+	+	+	+
設計技術費	29 H	30 H	31 H	32 H	29 H		
	+	+	+	+	+	+	+
一般管理費等	30 I	31 I	32 I	33 I	30 I		
間接労務費の 算定	1 Aを対象額 で算出	2 Aを対象額 で算出	3 Aを対象額 で算出	4 Aを対象額 で算出	10 C+11 C+12 C		
工場管理費の 算定	1 A+5 Bを 対象額で算出	2 A+6 Bを 対象額で算出	3 A+7 Bを 対象額で算出	4 A+8 Bを 対象額で算出	22 F+23 F+24 F		
共通仮設費の 算定	13 Dを対象額 で算出	14 Dを対象額 で算出	15 Dを対象額 で算出	16 Dを対象額 で算出	18 E+19 E+20 E		
現場管理費の 算定	13 D+17 Eを 対象額で算出	14 D+18 Eを 対象額で算出	15 D+19 Eを 対象額で算出	16 D+20 Eを 対象額で算出	22 F+23 F+24 F		
据付間接費の 算定	13 Dを対象額 で算出	14 Dを対象額 で算出	15 Dを対象額 で算出	16 Dを対象額 で算出	26 G+27 G+28 G		

	通常の積算	施工箇所毎の積算			施工箇所点在用積算		
		工事箇所(1)	工事箇所(2)	工事箇所(3)	工事箇所(1)	工事箇所(2)	工事箇所(3)
設計技術費の 算定	$1A + 5B + 9C$ $+ 13D + 17E + 21F$ $+ 25G$ を対象額で算出				$1A + 5B + 9C + 13D + 17E + 21F + 25G$ を対象額で算出		

一般管理費等 の算定	$1A + 5B + 9C$ $+ 13D + 17E + 21F$ $+ 25G + 29H$ を 対象額で算出				$1A + 5B + 9C + 13D + 17E + 21F + 25G$ $+ 29H$ を対象額で算出		
---------------	--	--	--	--	---	--	--

5. 特別仕様書への記載

以下の記載例を参考として、特別仕様書に記載するものとする。

<記載例>

第◇条 施工箇所が点在する工事の適用

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『○○地区(○○、○○)、△△地区(○○)、□□地区(○○) (以下、施工箇所という)』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、施工箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。
また、現場管理費の金額も同様に、施工箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。
なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(施工地域による補正等)については、施工箇所毎に設定する。一般管理費については、施工箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

[注] 『○○地区(○○、○○)』『△△地区(○○)』『□□地区(○○)』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる地区名、地先名、橋梁名等を記載する。